



伊藤穰一の

フューチャースケープ

ROUND5 特別対談：ネットワーク社会の個人情報保護を考察する！

先月は住民基本台帳法と国民共通番号制という話題を軸に「僕らのプライバシーが、かなりマズイ方向に向かっている」という話をした。今回は、再び早稲田大学の岩村充先生にご登場願って、議論を続けようと思う。

基台帳法の附則には「個人情報保護のため必要な措置を講じることが施行の条件と明記されている。しかしその「条件」であるはずの個人情報保護法の方も、かなり問題だらけだ。マスコミでは「言論の自由vs.悪徳政治家&官僚」みたいな議論しかされていないけど、僕や岩村先生の考えはちょっと違う。

協力・高間剛典、関 聡司
構成・先田千映
Photo : Nakamura Tohru (mermaid)

法案を空洞化させた主犯はマスコミ

岩村：個人情報保護法案(1)、すっかり「水に落ちた犬」状態になってしまいましたね。役人の方も、すっかりこの法案を通す気を無くしてしまった。

これ、もともとは、「国や自治体が保有する個人情報保護を監督する法律(2)はできているから、民間を監督する法律を作ろう」という考えと、「個人情報の保護は大切なことだから、情報主体(3)の権利をハッキリさせる法律を作ろう」という発想から始まったはずなんです。しかし、それを実際に法案にしていく段階で、だんだん焦点が情報主体からずれていって、情報を持っている人に対して「こういう風に管理しなさい」という方向に軸足が移ってしまったわけです。その主犯はマスコミ。「報道機関をプライバシー保護の範疇から外せ、報道の自由の侵害だ」と大新聞が一斉に主張したもんだから、あっさりと腰が砕けてしまった。

伊藤：「出版の自由」の考え方って、もともとは個人が書いて家の印刷機で刷るような個人プレスを基本にした概念で、今の巨大メディア企業みたいなものは前提になってない。なのにその延長線上で「言論の自由」と言ってるけど、そもそもメディアって守らなきゃいけないんだっけ？ ホントに彼らは使命を果たしている？ 記者クラブなんか典型的だけど、「情報を抑える機関」になっているんじゃないのかな。「情報を公開する機関」としての機能は、今ではインターネットの方が果たしている。

岩村：結果としてどういうことになったかというと、要は個人情報を持っている会社や団体を対象に「それぞれ所掌の官庁がキチンと責任を持って監督しなさい」という主旨の法案になってしまった。たとえば銀行の個人情報を保護する法律は金融庁が作りなさいというような。そうすると報道機関を所掌する官庁はありませんから、法律の対象外になります。だったら個人の

ジャーナリストはどうなのか　じゃあ報道機関「等」としましょう　そこには名乗りさえすれば誰でも「報道機関等」となってしまう矛盾があります。

法律の作り方というのは、まず「権利がある」ことをハッキリさせて、その上で「条件を作って違反した場合の罰則を設ける」ようにしなくてはならない。ところが、その最初の部分がカラになって、周りだけを取り繕うような、とても珍奇な法律になってしまったんです。

「ほっといてもらう」権利？

岩村：世の中に存在する情報、特に経済活動に関する情報というのは、どこまでも還元していけば、個人情報のカタマリではないわけです。そうすると、プライバシーとは、個人情報について一定の立場を主張するときの概念であって、個人情報を保護するという言葉と同一ではない。個人情報保護には、プライバシー以外のいろんな理由や可能性があります。

伊藤：つい一緒にしてしまうんだけど「プライバシー＝個人情報」ではない。でも、あらためて「プライバシーとは何か。言葉を定義せよ」と言われたら、けっこう難しい。

米最高裁のブランディス判事も言ってるけれど、プライバシーというのは基本的には「ほっといてもらう権利」だという考え方がある。さらに、いろんな人の考え方を集約していくと、プライバシーを4つに分類できる。つまり、「情報のプライバシー」「体のプライバシー」「通信のプライバシー」「場のプライバシー」のこと。この分類が載っている『Privacy and Human Rights 2001』では、「秘密性・匿名性・1人での権利」がプライバシーの3要素だとしている(4)。

岩村：プライバシーという考え方が日本でいちばん最初に大きく取り上げられたのは、1961年の「宴のあと」裁判(5)で、このときの判決では、プライバシーを「私生活

をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と定義したんですね。民事ではあるけど、プライバシーが概念ではなく現実に保護されるべき権利だと認められた初の判例です。

伊藤：それから20年たって出てきたのが「OECDの8原則」(6)。これが今でも、この国でも、プライバシーに関する議論の基礎になっている。

岩村：プライバシーの権利とは「自分に關する個人情報を自分でコントロールできる権利」だという考え方ですね。そうすると、「自分についての情報は一切開示しない」という立場をとることも基本的には可能はずなんです。

でもOECDの8原則はこれだけしか言っていないくて、クレジットカードを取得できなかったり、保険に加入できなかったりすることがあっても、それはプライバシーの問題にはならないんですね。ただ、「出ささないを含めて、個人情報をコントロールする権利は個々の人間が原初的に持っているものだ」と定めています。

この考え方はほぼ定説になっているので、どこの国でもプライバシーに関する政策立案とか協議ということになると、必ずベースになる。日本の個人情報保護法もこの8原則の主旨に忠実に作られています。

OECD8原則は70年代の世界を描く

伊藤：僕自身「OECDの8原則」は、すごくよくできていると思うんだけど、完全ではないとも思う。それに作られてから20年もの時間が経っている。もう情報が巨大なメインフレームコンピュータに保存されている時代じゃない。ネットワークに載っている情報を「破棄」したり「保護」したりするのはほぼ不可能。テクノロジーの進歩を考えに入れていかなければならない。

そもそも「情報のコントロール権」という言葉そのものが、ネットワーク社会のポキャラリーじゃない。「アウト・オブ・コント

米最高裁のブランディス判事も
言ってるけれど
プライバシーというのは
「ほっといてもらう権利」

医者は統計機関にがん患者の
個人情報を報告する。
そこは家族の医療情報の分析や
住民票の閲覧の権利もある。

ルール」が前提。その中で自分はどうか、少なくとも生活する中で「自分がどういう情報を吐き出しているのか」は認識して制御しなくちゃならない。

岩村: 8原則の前提になっているテクノロジーは70年代のものなんです。コンピュータはあっても、『2001年宇宙の旅』に出てくるHALのような、いわゆる「ビッグブラザー」的な存在で、そういう巨大なものを持っている人間は、政府が大銀行か、巨大企業に限られていた。だからこういう人たちの行儀よくさせてルールを守らせれば個人情報を守られるはずだと。巨大な存在がピラミッドの頂点で管理しているような構造を想定しているんです。しかし現在、目の前にあるインターネットの世界では、誰が頂点なのかそもそもわからない。ネットワークがそういう構造をしているから。それから、バイオテクノロジーの進歩も考えなくてはならない。生体情報というのは20年前とは比べものにならないほど重要になってますから。

伊藤: たとえば「がん登録」というプロセスがある。患者本人に言わなくても、医者は統計機関に報告する義務がある。そこで患者の家族すべての医療情報も分析する。住民票を毎年閲覧する権利もある。生きてるか死んでるのか見るためにね。それを何十年も続けてきたおかげで、日本のがん統計はすごく評価されているんだけど、これってどうなんだろう。

データの蓄積を続けていくうちに、さらにいろんなバイオ情報・遺伝情報とリンクしないと云えるのか。結婚相手の将来の健康を調べるためや保険の査定のために使われたり、統計的にこの家系は犯罪者が多いとか、いろんな悪用の可能性が出てくる。便利であるとか、医学への貢献だけで評価していいはずがない。

岩村: そういう巨大な集団を統計的に管理することでバイオ情報に迫ろうなんていう考え方は、70年代にはなかったと思うんです。今から考えると、OECD8原則とい

うのは非常に牧歌的な前提に基づいているんですね。だから次の世代の、次の世界のことを考える必要があります。ただ、OECD8原則ぐらいのことをちゃんと法制化してから次に行きなさいという気はしませんけど(笑)。

伊藤: ユートピア的な目標として「8原則」は優れているし、尊重されるべきなんだけど、完全なネットワークセキュリティーなんてないのと同じように、この8原則が完全に守られるなんてことは、今のテクノロジーを前提に考えると、まずあり得ない。「守られない」ことを前提にリスクマネジメントをしなきゃいけない。だから、この8原則に忠実な個人情報保護法というのはあまり意味がないし、技術的に根拠がなくて、強制力が担保されない法律は作ってほしくない。

岩村: OECDの8原則の基本になっているのは「コースの定理」なんです。個人情報を個人の権利にする。その権利を行使して利益を獲得するのも損害を被るのも個人の裁量しだいということです。情報主体とその権利をハッキリさせれば、フェアに問題を解決できるという考え方です。それはそれで正しいんですが、ネットワークが水平になって、みんなが情報主体であると同時に管理者であるという状況が目の前にあるのだから、8原則を超える世界をそろそろ考えなければいけないですね。

今回のまとめ:

時代遅れの、間違った技術的な発想を前提にしているから「政府が管理すれば安全だ」「とりあえず集めておこう」という話になる。でもいったん出した情報、集めた情報は、保護することも、破棄することも、本人認証を徹底することも不可能だ。不可能な中で、どうやって便利さも出しながら個人情報を守っていくかという、まず「必要以上のものは出さない、集めない」こと。企業だって、必要以上のデータをとっておくから、NTTみたいにしょっちゅう漏洩し

て訴えられる。お客さんに損害を与えるということは、その企業にとっても損害なんだから、必要以上のものは集めないのが最上の策。

それから「いったん集めたものはみんなが見られるようにする」。オープンソースじゃないけど、守れないんだったらみんながわかるようにして、社会がそれを監督するプロセスしかないと思う。今のままで行くと、自分の知らないところで、見られたくない人だけに自分の情報を見られて利用される状況になる。

本当に知られたくないことは、それを出さないことによって不利益があっても、自分で制限して情報を出さないように管理する権利は必要。で、いったん出してしまった情報は、もう世の中のみんなに知られることを前提で考えなきゃいけない。

今回の対談にも同席してもらったセキュリティコンサルタントでライターの高間剛典さんから、この問題を考えるヒントになる話を聞いた。

まず今、さらに考えなきゃいけないのは、情報が行き来するのは人間どうしの間だけじゃなくなりつつあるという事実だ。マシン同士が通信して、Javaだったらアプリが勝手にデータを送受信しているような、人間がコントロールできない環境になりつつある。

それから、テクノロジーによって複数の人格権(たとえばハンドルネーム)を持つるようになることで、自分自身を演じ分けられるようになることだ。あくまで自己責任だけど、匿名性を保ちながらサービスが受けられるようになる。そういう技術をすでに実用化しているゼロナレッジという会社がカナダにある。

どうやって本来の「ほっといてもらう権利」を残すか。OECD8原則以外に、もう少し技術的なボキャブラリーを増やして、あとプラス5原則くらい入れないと、本来のプライバシーは確保されないだろうと、僕は思う。

【用語解説】

1 「個人情報の保護に関する法律案」
2001年3月27日に閣議決定され、前通常国会に提出されたが、今年の通常国会へ先送りとなることが決まっている。このまま廃案になるという予測が有力。
全文: www.mainichi.co.jp/digital/houan/01.html
概要: www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/327gaiyou.html

2 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」
1988年に成立した「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護」することを目的とする法律。地方自治体については「必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」とあるのみだが、現実にはこれに基づいて多くの自治体が条例を定めている。1999年に改正。
全文: www.houko.com/oo/01/S63/095.HTM
概要: www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/daiz/siryouz-2.html

3 情報主体
「たとえば私の生年月日や住所です。これを個人情報とすればその情報主体は私、岩村充という人間です。ところが、私が伊藤さんの写真を撮ったとします。そうするとその写真の情報主体は私なのか伊藤さんなのか、そういう明確な線引きは、今までの判例の中でもハッキリとはできていません(岩村先生)」

4 Privacy and Human Rights 2001
正式書名は「Privacy and Human Rights 2001: An International Survey of Privacy Laws and Developments」(EPIC 2001)。EPIC(電子プライバシー情報センター)のウェブサイト(www.epic.org/bookstore/)から入手できる。また「プライバシー3要素」は、ルース・ゲイブソン(イェール大ロースクール)による論文「プライバシーと法の限界」から(www.ethics.bun.kyoto-u.ac.jp/~okuda/ethics/privacy.html)

5 「宴のあと」事件
東京都知事選で敗れた有田八郎候補をモデルとして、その生活を赤裸々に描いたのが、三島由紀夫の小説「宴のあと」。有田はこれをプライバシーの侵害であるとして、1961年、作者の三島と出版社の新潮社を相手取り、東京地方裁判所に慰謝料と謝罪広告を求める民事訴訟を起こした。日本で初めてプライバシーという概念が注目された事件とされている。

6 OECD(経済協力開発機構)の8原則
1980年9月に採択された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」において示された「収集制限・データ内容・目的明確化・利用制限・安全保障・公開・個人参加・責任」の8つの原則。
原文: www.oecd.org/oeecd/pages/home/displaygeneral/0,3380,EN-document-43-1-no-24-10255-43,FF.html
翻訳(一部): www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/intnl/recm_privc.htm

【岩村先生プロフィール】

岩村 充(いわむら・みつる) 日本銀行金融研究所調査役、企画局兼信用機構局参事などを経て1998年より早稲田大学大学院アジア太平洋研究センター教授。情報化とグローバル化の中で変革を迫られる経済社会に対応できる若き人材を育成している。『電子マネー入門』(日経文庫)、『サイバーエコノミー』(東洋経済新報社)など著書多数。近著『IT革命を読み解く』(編著、国領二郎ほか著、技術評論社)では伊藤穰一氏も執筆陣として参加している。



from Joi's Diary
www.neoteny.com/jito/

【2002年1月某日】

記事に関連してちょっと。左翼的な行動をした経歴がある人のリストを政府とか大企業が持っているという噂がある。それで、そのリストに自分の家族が載っていると、検察官にはなれない、大企業に入社できないなんてことが行われてるんだって。こういうのはみんな知らないわけ。だからといってそういう差別を「やってます」って公表されてもいやだよ。守るべきプライバシーは本当にたくさんあると思う。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp